

令和6年度 大阪・関西万博「大阪ウィーク」における催事開催に伴うステージ・ブース企画等業務

委託先募集要項

1. 業務の名称

令和6年度 大阪・関西万博「大阪ウィーク」における催事開催に伴うステージ・ブース企画等業務

2. 実施期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

3. 履行場所

発注者の指定場所

4. 委託料想定上限額

令和6年度 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※別途、令和7年度において、当該催事の開催に伴うステージ・ブースの設営・運営等業務の委託を行うことを予定しています（現時点での想定業務内容等は仕様書別紙1を参照、令和7年度の委託料想定上限額は7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）。また、令和6年度における業務受託者は、当該業務の履行状況が良好と認められた場合、令和7年度の業務委託における優先的な交渉先とし、審査を経て契約予定事業者とすることを予定しています。なお、予算措置の状況等により、今後内容が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 応募資格

次のアからスまでの要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。但し、単独で参加した事業者が、共同企業体の構成員になることおよび、各構成員が複数の共同事業体の構成員となることはできないものとする。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員も以下の要件に該当すること。

(ア) 業務委託を履行することができ、円滑に業務を行うためのネットワークや体制が整備されていること。

(イ) 自ら事業者として、事業活動の企画・運営を行う資力、信用並びに経営能力を有するものであること。

(ウ) 日本語でのコミュニケーションが円滑に図れること。

- (エ) 守秘義務を遵守できること。
- (オ) 国内法人の場合は、次のカからスまでの条件を満たすこと。
- (カ) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である者。
 - ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けている者。
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (キ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ク) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (ケ) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度に都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (コ) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税その他公租公課を完納していること。
- (サ) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (シ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (ス) 大阪市を当事者の一方とする契約（市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し市が対価の支払をすべきものに限る。以下同

じ。)に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

（注）申込者が応募資格を備えていると認められない場合は、審査の対象外とする。

6. 選定手続き

（ア）質問の受付及び回答

①受付期間

令和6年11月14日（木）午後5時まで（必着）

②提出方法

A. 下記電子メールアドレスあてに提出すること。

・電子メールアドレス osaka-expo@obda.or.jp

※電話・FAX等による質問は受け付けない。

B. 「件名」の始めに「【質問】」と明記すること。

③回答日

ご質問の内容と回答については、質問者名を伏せて令和6年11月19日（火）午後2時頃（予定）に、大阪産業局WEBサイトにて公開いたします。

<https://www.obda.or.jp/>

（イ）応募書類の提出

①提出書類

A 企画提案参加申請書（様式1）

B 共同企業体届出書（様式2） ※共同企業体で参加の場合

C 提案書類（様式自由）

※提案書類については、令和6年度の催事開催に伴うステージ・ブース企画等業務（委託仕様書）、令和7年度に実施予定の催事開催に伴うステージ・ブース企画及び設営・運営等業務（仕様書別紙1）を確認の上、令和6年度業務および令和7年度予定業務にかかる次の項目について、一貫した提案を行うこと。

・業務に対する考え方、実施方法

・催事の企画方針、魅力的で訴求力のある催事とするために考えられる工夫

※企画内容、類似業務実績は必ず記載すること。

※委託仕様書に定める事項について具体的に記載すること。

※審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないこと。

D 企画提案金額の見積書（自由形式）

見積書作成の注意事項

※見積書は、令和6年度の業務および令和7年度に実施予定の業務について提出すること。

※見積根拠となる積算金額を詳細・明瞭に表示すること（工数・単価等）。

※本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、発注者と協議のうえ、確定するものとする

E 実施体制図

※本業務担当チームの構成・責任者名を明記すること。

F 誓約書（様式3・様式4）

※様式3及び4については、共同企業体で参加する場合も、参加企業全てが提出すること。

G 会社概要（会社パンフレット等）

②提出部数

正本 各1部

正本を納めた電子データ 1式

副本 各5部（企画提案参加申請書・共同企業体届出書・提案書類・企画提案金額の見積書・実施体制図・誓約書）

※なお、副本については、審査の際の匿名性を担保するため、提案社名等、提案者を特定できる文言については、黒く塗りつぶすなどして提出すること。

(企画提案参加申請書・見積書・誓約書の正本には捺印のこと)

③提出期限

令和6年12月5日(木)午後5時まで(必着)

④提出方法

期限までに下記提出先まで提出すること。正本および副本は原則郵送での提出とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等にて送付すること。

提出先：公益財団法人大阪産業局

大阪ウィーク 中小企業合同プロモーション事業 担当

(正本および副本)

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館13F

(電子データ) osaka-expo@obda.or.jp

⑤その他

- ・受付期間終了後の提出・差し替えは認めない。
- ・提出された書類に虚偽の内容があった場合は、無効とする。
- ・この事業について提供した資料及びその他知り得たすべての情報について、許可なく他の者へ漏らすことを禁じる。
- ・事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合、速やかに報告すること。

(ウ) 選定スケジュール

令和6年11月14日(木)午後5時まで 質問の受付

11月19日(火) 質問への回答(WEB掲載)

12月5日(木)午後5時まで 提案資料提出締切(必着)

12月16日(月)午後予定 プレゼンテーション審査

12月20日(金)予定 結果通知

(エ) 提案内容に対するプレゼンテーションの実施

①日時：令和6年12月16日(月)午後(予定)

(時間帯は、各社に後日通知します。)

各社最大40分間(プレゼンテーション：最大20分間、質疑応答：最大20分間)、出席者は1社3名まで

②場所：大阪産業創造館(大阪市中央区本町1丁目4番5号)

(オ) 選定委員会の設置

審査・選定については、当財団にて選定委員会を設置し、プレゼンテーション審査を実施する。

(カ) 審査基準

評価項目	評価観点	評価基準	配点
目的・内容の理解度	本業務の実施に向けた全体の理解度	・本業務の目的を十分に理解し、的確に反映された提案内容となっているか。	10
提案内容	企画内容の魅力	・企画内容は万博での注目を集め、参画・参加・体験につながるものであるか。 ・企画内容は登壇・出展企業等の魅力を発信する工夫が盛り込まれているか。 ・クオリティー及びエンターテインメント性は確保できているか。	20
	企画の実現力	・仕様書の内容が全て盛り込まれた提案になっているか。 ・企画内容は、計画策定から実施運営まで、実現が可能なものか。 ・ステージや広場を有効に活用できているか。 ・業務が円滑に遂行できるスケジュール管理となっているか。	30
	イベント遂行力	・会場での運営が円滑に遂行できる内容になっているか。 ・実施内容に変更があった場合でも臨機応変に対応することができるか。	10
業務実績・運営体制	業務実績	・業務内容と類似または同様の実績があるか。 ・業務実施に関するノウハウと経験を十分に備えているか。	10
	業務運営体制	・業務を実施するにあたり、必要な能力を有する人員が配置され、責任の所在が明確な体制となっているか。	10
提案見積価格	業務に要する費用	・提案内容に対して、妥当な見積価格となっているか。	10
合計			100

※審査は、選定委員により審査し、各選定委員の持ち点は100点とする。

※最高得点の者が2人以上となった場合は、審査基準の【目的・内容の理解度】及び【提案内容】の合計点数が最も高い者を選定する。

(キ) 選定結果通知

応募事業者（共同企業体の場合は代表者構成員）全員に、結果をメールにて通知する。また、当財団ホームページに、採択結果を掲載する。

※審査内容に係る質問や異議は一切受け付けないものとし、審査内容については開示しない。

(ク) 失格自由

応募者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ①選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ②他の応募者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③応募書類に虚偽の記載が認められた場合
- ④その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7. その他

- ①応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- ②応募書類および添付書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③「6.選定手続き（ク）失格自由」等により法人が損害を被った場合、賠償を請求することがある。
- ④この要項に定めない事項については協議のうえ、決定するものとする。

8. 問い合わせ先

〒541-0053

大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 13F

公益財団法人大阪産業局 大阪ウィーク 中小企業合同プロモーション事業事務局

TEL：06-6264-9816

MAIL：osaka-expo@obda.or.jp